

高柳勝己の一般質問①

障がい者を含めた地域での総合的な福祉政策について

【視点と目的】障害者福祉計画の期間満了に合わせて、この計画の評価や課題を洗い出し「新計画」への考え方を、まず聞きたかったのです。

さらには、これまで障がい者、高齢者、公共交通政策（前回掲載）をそれぞれ、個別に問題解決の方法を探るのではなく、それぞれの中から共通項を探して、行政サービスの「最大公約化」を探るならば、必ず活路が見いだせると考え、市長に質問を挑みました。

Q：障害者自立支援法は、「障がい者が地域の中で安心して暮らせる社会」を目指したものでしたが、そのスローガンとは裏腹に、障がい者本人とその家族にとって、多くの「過酷」な現実と直面させる結果となりました。

この自立支援法により定めることになった障害者福祉計画は、本年3月末でその計画期限が満了となります。改めてこの3年間を振り返りながら、沼田市障害福祉計画の後期計画の進捗度や達成度を含めた評価と課題を伺います。

A：障害者福祉計画は、障害者自立支援法の規定に基づく障害福祉サービスや市町村が実施する地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方やサービスの量、サービスの確保の方策を計画したものです。

この計画に沿ってサービスを利用する人の利用量を把握し、国、県及び市が所要の財源を確保することにより、安定した障害福祉サービスを提供できたものと考えています。

今後の課題は、訪問系サービス及び日中活動系サービスの各体制の充実を図っていかなければならないと考えています。

障害福祉計画の後期が、本年の3月までということですので、言われるように国の方は、平成25年の4月からということで、新法がそういったことの流れになっているようで、今年4月1日から来年の3月31日まではどうなるのかなというように担当課長とも打ち合わせをしました。

本市とすると、空白期間をつくりたくないという観点から、今年5月前後からスタートができるように今、努力をしているところです。

国の方向も未確定な状況下にあっても、障害福祉計画を沼田市独自で策定していこうとする姿勢は、一定評価です。しかし課題は…



Q：地域活動支援センターの一つである沼田福祉作業所の要綱には、その対象者を「企業への就職が困難な者又は就職したが職場に適應せずに離職した者等で、一定期間作業所において必要な訓練を行うことにより、自立することが期待できる者。」となっています。

ですから、この作業所には、2つの役割があって、「就職が困難な方」と「自立することが期待できる方」への対応が必要になるわけで、「日中に活動する場所」としての意味合いと「就労を視野」にいたプログラムが必要となるわけです。

しかし、この2つを両立させることは、かなり難易度の高いことと推察しますし、ここで一定レベルの就労への適応力が付いたとしても、厳しい経済状況を反映して、民間企業への道はかなり険しく、福祉作業所の仕事である「内職」等の安定的確保も困難な状況です。

そこで沼田市独自で、あるいは主導で就労訓練の場や雇用の場を新たに創出していくことへの考え方を伺います。

A：日中活動、就労支援は、社会福祉法人等が運営する施設を利用しています。

しかし、就労移行支援及び就労継続支援の施設が市内に設置されていないことから、市外の施設まで通所している人や市外のグループホームなどを利用しながら通所している人がいますので、社会福祉法人等に協力をいただき、一層の改善を図りたいと考えています。

Q：沼田作業所ですと、35の定員でほぼ満杯状態がずっと続いているので、実際はこの春に学校を卒業した方が行く場所がなくて結果的に圏域内から出るとか、自宅で我慢するとかというような状態が行われているわけで、すでに限界状態に地域活動支援センターというのはなっているのだと私は思っているのです。

こういう状態が続くと、地域で生き生きと暮らせ



質疑を聞いて考えた「グリーンベルが重要で大切」なのは一緒なのに…

サティの撤退後沼田市は、長崎屋やAコープの誘致など大規模支援を積極的に取り組んできました。

しかし、三井生命の撤退後は、大型テナントの誘致もままならず、「商業の再生は、第一義的には当事者の力で…」(検討委員会方針)として、国の補助金の活用で、イベント会場として使用し、(一時的な)来館者増を狙ったものや、今回の「ふるさと館」のように、助成金で空床を少しでも埋めるという「間接的小規模支援」に転換してきていました。

一昨年メドテックを含めて「商業的活用改革」に取り組んできたが、なかなか不調で、思うに任せず、現在は「縮小再生産的視点」でのビル内のテナントの再配置による「管理費コスト削減」が、関係者にできる検討課題の中心になりつつあったと推察できます。

答弁の「少なくとも3階までは埋めたい。」という思いの中で、現在出店しているテナント数だけでは、厳しいので「再配置の断行」と「外部からの出店促進が必要」となり、今回の予算の計上であり、「ふるさと館」突然の休業であったと思います。

しかしながら多くの質疑者が、当局の提案に尚、違和感や疑問、不安を投げかけていたかといえは私は、「支援の方法と総括」にあると思いました。

「商業活動単独での再生の可能性は困難」をこの間の実態が示唆？

何故、サティも長崎屋もAコープも撤退を余儀なくされ、ふるさと館が振るわないのか？といえば、「商業マーケットとして不成立だから」ということを、これまでの事実が示しているのに、まだ、商業にのみ増額出資しようとしていることに、私を含め多くの議員が、心配をしていると思います。

しかも、残念ながら戦略が内部でも未成熟のまま予算案になってしまったのではないかと危惧したのです。



そこで、私の発言は

Q：結局産業振興課としては、何をどうして、何処へ進もうとしたのか？例は良くないが、出火があったとして、消化器で消化を試みる状況と、炎が激しくなった際の延焼を食い止めるべき状況下では、当然対応方法も異なってきます。つまり、支援の方法がミスマッチなのだと思います。

また、テナント誘致への助成金も、結婚相手が決まらないうちに式場だけ予約するような、拙速で戦略や事業内容の不鮮明な、予算計上と感じてしまいます。

(空手形を切れぬと言うが)助成金ではなく沼須の産業団地のように、企業誘致の要綱を策定して備えたらどうですか。(昨年度から要項をつくり、さらに企業誘致推進事業として企業立地助成金に予算1千万円を計上しています。)

沼田沼須産業団地 企業等立地促進助成金交付要綱

平成23年3月25日

(助成金の種類及び額)

第4条 助成金の種類及び額は、次の各号。

(1) 用地取得助成金 用地取得代金の全額を支払した場合、1平方メートル当たり1,000円を助成する。

(2) 雇用促進助成金 事業開始の日から1年以上継続して雇用した場合、1人当たり10万円を助成する。ただし、助成金の交付は1事業所1回限り、500万円を限度とする。

県指定重要文化財旧沼田貯蓄銀行

保存整備事業 20,662千円

委員報償費 98千円

費用弁償 12千円

調査委託料

土地等使用料 1,588千円

移築解体工事

塀解体設置工事

生方記念文庫移転事業 9,652千円

訪問先土産代 7千円

普通旅費 69千円

実施設計業務委託料

高柳勝己の一般質問②

中学校での武道・ダンスの必修化への対応について

【視点と目的】右のグラフにもあるように、中学校の死亡事故の8割は柔道固有の体への影響で、頭部外傷が大半を占めます。

Q：平成20年に中学校の学習指導要項が改正され、3年間の「準備期間」を経て本年4月より、実施されることになっています。私は、スポーツや武道や芸術を奨励し、もって心身ともに健全な児童生徒の育成を目指すことについて何ら異議を唱えるものではありません。

しかしながら、とりわけ柔道の実施には、そうとうしっかりした「体制」が確立されていないと、「重大事故」の確率が大変高いことが、マスコミ報道等を通じても分かってきました。

この体制が不十分であれば、それが整うまでは、柔道だけに固執せず「武道3種」を含めた中で柔軟に対応して欲しいわけですが、これまでの経過と準備の内容、さらには、新年度からの具体的取り組み内容と課題について伺います。

A：平成24年度で武道は、2校が剣道を、6校が柔道を、残る1校が、第1学年で柔道と剣道の両方を実施し、第2・3学年で、どちらか一方を生徒に選択させて実施することとしています。

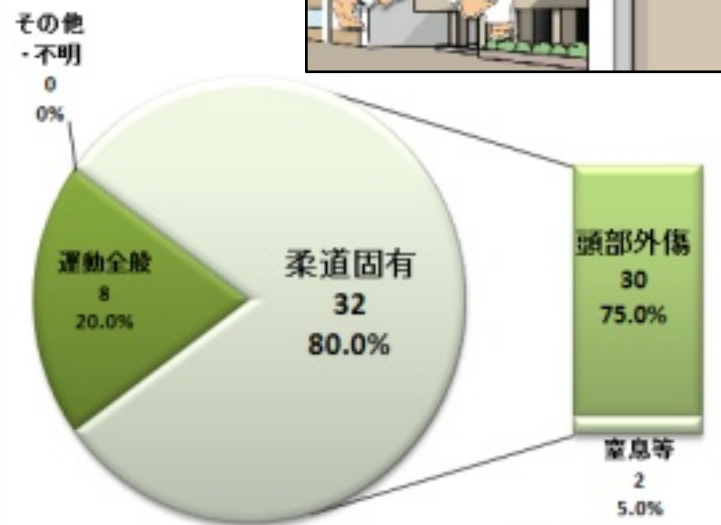
また、ダンスでは、「創作ダンス」「フォークダンス」「現代的なリズムのダンス」のうちから各中学校の実態に応じて内容を選択して実施することとしています。

課題としては、特に武道の内、柔道の授業における安全性の確保があげられます。

そのため、県レベルでの研修会も実施されるようですが、さらに、地域や生徒の実態に合った教育効果や健康・安全に十分配慮したきめ細かな指導を進めるために、5月から6月にかけて、保健体育担当教員全員を対象にした、「柔道授業の安全に関する指導者研修会」を沼田市独自で開催する予定です。

Q：調べるといろいろ数字とか出てきて、「学校リスク研究所」というところの資料が、過去28年分の学校管理下でスポーツによる事故などの集約が、データとして出ているのです。

この期間に、118件亡くなっている方がいらっ



	柔道固有		運動全般	その他・不明	計
	頭部外傷	その他(窒息等)			
中学校	30 75.0%	2 5.0%	8 20.0%	0 0.0%	40 100%
高校	46 59.0%	3 3.8%	23 29.5%	6 7.7%	78 100%
計	76 64.4%	5 4.2%	31 25.3%	6 5.1%	118 100%

2012年5月10日更新
学校リスク研究所 <http://www.geocities.jp/rischoolblind/>

しやるわけです。

それで、中学校はそのうちの32件が柔道なのです。そのうちの1年生が54%、2年生が36%、3年生になるとほとんどありません。

授業と部活でどう比率があるかという、部活動中は95%という比率になっています。この数値をどう思われますか。

A：まずは、授業中の重大事故は、ほんのわずかであったと確認できます。

(これまでの過程で)実績を積んだ指導者はすでにおいて、そう大きな事故がたて続けにあったとかということもないわけです。

ただ、その中に女子も入って、必修化という中で今回のような様々な情報が出たものと理解しています。

むしろ事故やけがのあるときには、子供も先生もエアポケットというか、気の抜けたときに事故につながってくると考えられます。

Q：フランスは日本よりも柔道の人口が圧倒的に多いけれども、(人数含めて)指導体制がしっかりしているの、事故の件数は圧倒的に少ないわけです。日本は残念ながら、数値として多いです。

今までの体制でも多いのですから、やはり特段の注意が必要かなと私自身は思っていますし、1学期には大会に出させないとかいう工夫も含めて、具体的な措置をしないと、本当に起こってからでは遅いのではないかと私は思っていますが…。

A：教員はどの教科、どの教育活動においても、よちよち歩きの子に走り高跳びはさせないです。

算数でもそうですが、掛け算のわからない子に、一次方程式は教えません。

きちんと段階、ステップを追って、その子の持っている基礎学力や、性格や、体力や、心の準備などを押さえてやるのが教育の専門家です。

当然教育者として、一人一人の子供を大事にしていくという理念が具現できる教員であれば、柔道の指導でも失敗はないと思っています。

ただ、技レベルの部分は、ボランティアと柔道連盟、または全柔連も色々な配慮をしてくれているようですので、そういう専門の先生方のお力をいただいていく考えです。

O：いつも教育長には、力説で圧倒されますが、残念ながら教育長が(授業を)するのではなく、各学校に配置された先生方がするというのを、再認識していただければと思っています。



柔道必修化に向けた教員の研修風景です。

フランスの柔道人口は約80万人で、日本の4倍とも言われていますが、やはり事故後に見直しがされる中、体制も強化して指導者へは国家資格取得が義務付けられていると聞きます。



私はいつも心配症候群なのだろうか？
3年間という(十分な)「準備期間」を経て、医学的な知識、技能を含めて、良く訓練されたプロ教師達が、不足感なく配置され、しっかりした施設環境の中で、きちんとしたカリキュラムで行われる授業なのだから、「大丈夫」と力説した教育長。

しかし私は、力の格差の生じやすい初心者が多いことには、どうしても不安が残りますし、必修化となれば、「部活」でも柔道部員は増えると推測されます。

こちら先生も先生の増員が比例して確保されるのでしょうか？義務教育費国庫負担割合も1/2へ引き下げられたままなのに…。

同じ必修化のダンスでは？



写真は、ある学校のピップホップダンスの授業風景と必修化のためのDVD付き研究本です。

全国の6割超の学校がヒップホップなど現代ダンスを選択し、戸惑っている教師も少なくないと言います。

その不安を解消しようと、民間のダンス教室や自治体の講習などが盛んになっています。

「ヒップホップなんてやったことがない。技術を高めないと授業にならない」「生徒の中には、スクールに通う子が多く、指導に自信がない」ダンス授業必修化で教室通へ中学の体育教諭からは不安も多く聞かれます。

また、関連して「ダンス用ウェア」の販売なども好調とも聞きます。

教育でも一人の先生に、(無理をして)何でもさせるのではなく、上手に外部や民間へ委ねることも必要な時代となっているのでは？